

平成27年1月16日

平成26年度第8回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

第7回審議会会議録の確認について

2 議 題

平成27年度一般廃棄物処理計画の策定について（審議）

3 その他

# 平成 27 年度一般廃棄物処理計画（案）

循環型都市小金井の形成  
～ごみゼロタウン小金井を～

平成 27 年 4 月 1 日  
小金井市環境部ごみ対策課

## 目 次

はじめに	1
第1 平成26年度一般廃棄物処理計画の達成状況	2
1 平成26年度ごみ・資源物処理（処分）量の達成状況	2～3
2 平成26年度一般廃棄物処理計画に掲げた施策の実施状況	4～6
第2 平成27年度ごみ処理計画	7
1 ごみ処理計画	8
2 平成27年度減量目標	9～10
3 施策の展開	11～15
第3 ごみの排出と収集及び処理	16
1 市指定収集袋による排出	16
2 収集の分別区分及び排出・収集方法など	16～18
3 適正処理方法	18～19
第4 市民・事業者・行政の役割	20
1 市民の役割	20
2 事業者の役割	20～21
3 行政の役割	21
第5 ごみ処理施設の維持・管理に関する事項	21
1 不燃・粗大ごみ処理施設	21
2 廃棄物最終処分場	21～22
第6 動物の死体処理について	22
1 市へ届け出るもの	22
2 市が収集するもの	22
3 処理方法	22
第7 し尿及び浄化槽汚泥の処理について	22
1 収集及び運搬	22
2 し尿及び浄化槽汚泥の処理	23
第8 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について	23
1 市が収集しない一般廃棄物について	23
2 処理方法の変更	23
別紙 平成27年度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図	

## 発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を

はじめに

小金井市(以下、「本市」という。)では、日野市及び国分寺市との3市共同による可燃ごみの安定的な処理体制についての方向性が定まったことから、「小金井市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(計画期間は平成18年度から平成27年度まで)について、計画を1年早め、平成27年度から10年間の計画である「小金井市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定しました。

基本計画では、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成するため、「循環型都市小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～」を目指して、発生抑制を最優先とした3R\*の推進及び安全・安心・安定的な適正処理の推進を基本方針として定め、本市のごみ処理施策の展開や中長期的な展望などを踏まえて、市民・事業者・行政が相互に協力・連携した取組を実践することとしています。

現在、本市の可燃ごみ処理については、日野市及び国分寺市との3市共同による新可燃ごみ処理施設の平成31年度中の稼働を目指した整備事業を実施していますが、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間は、引き続き、その処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしなければなりません。また、本市の資源化することができない不燃系ごみの一部及び可燃ごみ処理後に発生した焼却灰については、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設(日の出町)において最終処分しています。循環型社会の形成を目指すとともに、施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、引き続き、ごみの減量に努めていくことが必要です。

この場を借りて、本市の可燃ごみの処理をお願いしている施設周辺住民、多摩地域の自治体及び一部事務組合の関係者並びに最終処分場のある日の出町住民に深く感謝申し上げます。

こうした状況を踏まえ、基本計画に基づき、「循環型都市小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～」に向けて、市民・事業者・行政が一体となって発生抑制に最優先に取り組むことで最大限のごみ減量を目指すこととし、平成27年度一般廃棄物処理計画を策定します。

\* 3Rとは、「リデュース(Reduce)=発生抑制、リユース(Reuse)=再使用、リサイクル(Recycle)=再生利用」という言葉の頭文字の“3つのR”をとって作られた言葉です。本計画においては、3Rを「発生抑制」「リユース」「リサイクル」と表記します。

## 第1 平成26年度一般廃棄物処理計画の達成状況

### 1 平成26年度ごみ・資源物処理（処分）量の達成状況

#### (1) 可燃系ごみ、不燃系ごみ

平成26年度一般廃棄物処理計画では、可燃系ごみは対前年度（平成25年度）実績処理量に対し5%減、不燃系ごみは対前年度（平成25年度）実績処理（処分）量に対し1%減を減量目標としました。

可燃系ごみについては、平成26年度処理量（推定）は12,710tの見込みであり、対前年度（平成25年度）実績処理量に対し約0.3%減で、平成26年度の減量目標5%減は達成できない見込みです。

不燃系ごみについては、平成26年度処理（処分）量（推定）は4,666tの見込みであり、対前年度（平成25年度）実績処理（処分）量に対し約0.3%増で、平成26年度減量目標1%減は達成できない見込みです。

#### (2) 資源物

平成26年度処理量（資源化量）（推定）は9,618tの見込みです。平成25年度は9,677tでした。

#### (3) 目標達成に向けた課題

更なるごみ減量に向けては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、行動することが重要となります。市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動し、発生抑制（ごみになるものは買わない・もらわない、食品ロスの削減など）、リユース（不用となったものは必要な人に譲るなど）、リサイクル（資源物の分別徹底など）などの取組を実践することが大切です。事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、法令を遵守した適正な処理を推進するとともに、事業活動においては、レジ袋の削減、簡易包装の推進、環境に優しい商品の提供などに取り組むことが大切です。行政は、市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートを行うなど施策の展開を図ることが大切です。

また、本市では様々なごみの減量及び資源化の推進への取組を実施していますが、人口増や転出入者が多いという特性もあることから、全ての市民にその取組が十分に浸透しているとは言い難い現状があります。各施策について、一人でも多くの方にご理解・ご協力をしていただくためには、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用した啓発活動を強化するとともに、新たな施策の展開を図ることが大切です。

平成26年度ごみ・資源物処理（処分）量目標達成状況

（単位：t）

分別区分		処理（処分）方法		平成26年度 処理（処分）量 （推定）	平成25年度 処理（処分）量 （実績）
可燃系 ごみ	燃やす ごみ	焼 却		12,521	12,557
	粗大ごみ （可燃系）	木質系粗大ごみをサーマルリサイクル *1		133	132
		布団をサーマルリサイクル		56	56
	小 計			12,710 (△0.3%)	12,745
不燃系 ごみ	燃やさない ごみ	資源化	鉄など金属を資源化	418	426
			燃やさないごみ、粗大ごみ （不燃系）を破碎後、選別し た廃プラスチック類などをケ ミカルリサイクル*2	1,290	1,224
	粗大ごみ （不燃系）	破碎・ 選別	燃やさないごみ、粗大ごみ（不燃系） を破碎後、選別した廃プラスチック 類などをサーマルリサイクル	766	796
			埋 立	30	44
	プラスチック ごみ	選別	プラスチック製容器包装につ いては、容器包装リサイクル 法に基づく資源化	1,738	1,753
			廃プラスチック類をケミカル リサイクル	424	410
	小 計			4,666 (0.3%)	4,653
	有害ごみ	一部資源化・埋立		38	38
資源物	資源化		9,618	9,677	
合 計			27,032 (△0.3%)	27,113	

（算出方法）

平成26年度処理量(推定)は、平成26年10月末までの実績を基に、ごみ・資源物として市の収集（回収）及び集団回収で回収されたものが全てそれぞれ焼却又は資源化など処理されるものとして算出しました。

\*1：サーマルリサイクルとは、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することをいう。

\*2：ケミカルリサイクルとは、化学原料としてリサイクルすることをいう。（ガス化など）

## 2 平成26年度一般廃棄物処理計画に掲げた施策の実施状況

平成26年度一般廃棄物処理計画では、ごみの減量に向けて、優先して取り組む施策と充実させて取り組む施策を掲げました。各施策の実施状況は、以下のとおりです。

### <優先して取り込む施策>

施策内容		施策（10月末時点）
ア	燃やすごみに含まれる難再生古紙を拠点回収し、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図る。（取組内容：拠点回収の実施による難再生古紙の分別徹底を推進）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難再生古紙拠点回収の実施（9箇所）</li> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（2回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> </ul>
イ	希望者に対し、リユース食器の貸し出しを実施することにより、燃やすごみ及び不燃系ごみの発生抑制を図る。（取組内容：広報媒体の活用による町会・自治会・子供会などへの貸し出しの推進）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リユース食器無料貸出しの実施（12件）</li> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（2回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> </ul>
ウ	不燃系ごみに含まれる使用済小型電子機器などを別途回収し、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図る。（取組内容：組成分析結果を基に方針を策定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間処理場にて選別・回収（実施予定）</li> </ul>
エ	子ども向け減量キャラクターを使用した、市立小・中学校や子供会への環境教育及び自治会やその他団体へ向けた啓発活動を充実させる。（取組内容：出張講座の実施による主に幼児・児童とその保護者への啓発強化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> <li>・学習機会への参加及び学習の場の提供（24回）</li> <li>・ごみ減量キャンペーンを実施（8回）</li> <li>・イベントへの出展（ごみ分別クイズの実施、生ごみの水切り体験、アニメーションDVDの上映、パネルの展示）（3回）</li> </ul>
オ	ごみ減量に対する理解と関心を深めることを目標に、「ごみ減量かるた」を用いた啓発活動を実施する。（取組内容：出張講座の実施による主に児童・生徒とその保護者への啓発強化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量かるたを用いた出張講座（実施予定）</li> </ul>
カ	水切りの重要性を周知徹底するため、水切りによる相乗効果を含めた効果的な啓発を行い、燃やすごみの減量を図る。（取組内容：チラシの全戸配布及び出前講座や市内イベントなどでの啓発強化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（2回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> <li>・学習機会への参加及び学習の場の提供（24回）</li> <li>・ごみ減量キャンペーンを実施（8回）</li> <li>・イベントへの出展（生ごみの水切り体験）（2回）</li> <li>・チラシの全戸配布（実施予定）</li> </ul>

キ	<p>集合住宅所有者又は管理会社などとの連携及び啓発活動を強化し、転入者や単身者の多い集合住宅における持続的かつ有効な排出指導の在り方を検討し、ごみ減量及び資源物の分別の周知徹底を図る。（取組内容：集合住宅に係る関係者及び大学などとの連携による排出指導及び啓発強化）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> <li>・集合住宅に係る関係者との連携による排出指導及び啓発強化（随時）</li> <li>・大学などとの連携による啓発強化（1件）</li> <li>・転入窓口にて、ごみ・リサイクルカレンダー及びチラシの配布並びにDVDの上映（随時）</li> </ul>
---	---	--

<充実させて取り組む施策>

	施策内容	施策（10月末時点）
ア	<p>生ごみ堆肥化事業の更なる充実を図るため、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の新規申請者の拡大及び購入後の使用方法などに係る広報を行う。（取組内容：チラシの全戸配布及び使用実態の把握による申請者拡大施策の展開）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> <li>・家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助制度申請者（164件）</li> <li>・チラシの全戸配布（実施予定）</li> <li>・利用者アンケート（実施予定）</li> </ul>
イ	<p>市立小・中学校の乾燥型生ごみ処理機を有効活用し、地域ボランティアと連携して生ごみ市民投入を広め、燃やすごみの減量を図る。（取組内容：ごみゼロ化推進委員会を中心とした地域ボランティアへの行政サポートを推進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（2回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> <li>・夏休み生ごみ投入リサイクル事業の推進（投入者延数2,250人）</li> <li>・市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル事業の支援（随時）</li> <li>・ごみゼロ化推進委員会を中心とした地域ボランティアへの行政サポート（随時）</li> </ul>
ウ	<p>町会・自治会・集合住宅などへの大型生ごみ処理機の利用の促進を図るため、利用者の役割を明確化するなど実情を踏まえた自主的な取組を促す。（取組内容：補助金交付要綱の整備による大型生ごみ処理機の導入）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（2回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> </ul>
エ	<p>JA・市内農産物取扱店と行政との連携により、食品リサイクル堆肥で育てた農産物の流通を促進し、地域循環型社会の構築に努める。（取組内容：有機性資源の有効活用による地域の農業者や市民による循環的利用を推進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農業従事者やJAとの連携（随時）</li> </ul>
オ	<p>一般家庭から排出される剪定枝を資源化し、燃やすごみの減量を図る。（取組内容：広報媒体の活用による剪定枝の分別徹底を推進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> </ul>

カ	粗大ごみの再生及び販売によるリユース・リサイクルの促進を図る。（取組内容：リサイクル事業所*との連携によるリユース・リサイクルの推進）	・リサイクル事業所との連携（随時） *公益社団法人小金井市シルバー人材センターが運営する事業所。本市とシルバー人材センターにおいて「リサイクル事業に関する協定書」を締結している。
キ	再使用可能なくつ・かばん類を市施設にて回収し、資源の有効活用を推進する。（取組内容：広報媒体の活用によるくつ・かばん類の分別徹底を推進）	・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回） ・市ホームページでの周知（随時） ・専門雑誌での事例紹介（1回）
ク	各団体が取り組む集団回収の実施状況を広報するなどの行政サポートにより、ごみ減量及び資源化における市民意識の向上並びに活動の活性化を図る。（取組内容：広報媒体の活用による町会・自治会・子供会などへの啓発強化）	・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回） ・市ホームページでの周知（随時）
ケ	リサイクル推進協力店認定事業所数を拡大し、市民及び販売事業者との協働によるごみの発生抑制並びにごみ減量意識の向上を図る。（取組内容：事業所への積極的な周知による認定事業所数10店舗への拡大を推進）	・認定事業所（6事業所） ・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回） ・市ホームページでの周知（随時） ・認定事業所拡大へ向けた働きかけ（随時）
コ	販売事業者（コンビニ、スーパーなど）の特定容器など（ペットボトル・トレイ・空き缶・紙パックなど）の自主的な回収・処理の拡充を図る。（取組内容：店舗への積極的な周知による自主的な回収・処理を促進）	・事業者が自主回収・自主処理を行うための店頭回収実施に向けた働きかけ（随時）
サ	事業所から排出されるごみのサンプル調査により、ごみの分別状況を把握し、発生抑制及び資源化の推進を図るとともに、適正な排出及び処理に係る指導などの実践に向けた指針の策定に着手する。（取組内容：一般廃棄物収集運搬業許可業者との情報共有による事業所への指導強化）	・事業所への個別指導実施（随時）
シ	ごみの相談員制度の認知度を向上させるとともに、ごみ分別の重要性及び有用性に係る理解を深め、ごみ減量及び資源化を推進する。（取組内容：ごみゼロ化推進委員との連携によるごみ相談員制度の確立）	・ごみゼロ化推進員との情報交換（随時）
ス	市施設ごみゼロ化行動計画に基づき、市庁舎内及び公共施設のごみ排出量の更なる削減及び資源化率の向上を図る。（取組内容：市職員へのごみ減量及び資源化に向けた啓発の強化）	・庁内向け検査の実施（1回）

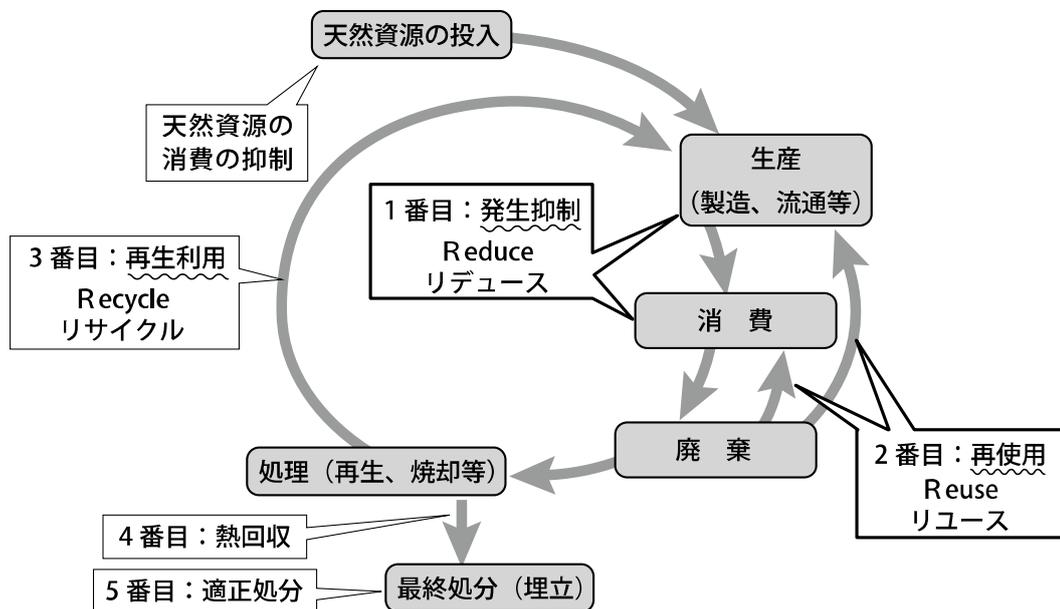
## 第2 平成27年度ごみ処理計画

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

新たな可燃ごみ共同処理体制への移行に向けては、平成26年1月、日野市、国分寺市及び本市の3市にて、新可燃ごみ処理施設の整備によるごみ処理の広域化について基本合意し、「日野市 国分寺市 小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を締結しました。この結果を踏まえ、本市は両市とともに新可燃ごみ処理施設の平成31年度中の稼働を目指し、整備事業を実施します。しかし、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間は、引き続き、その処理を多摩地域の各自治体及び一部事務組合にお願いしなければならないことから、更なるごみ減量に取り組み、施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減していくことが必要です。

また、本市の資源化することができない不燃系ごみの一部及び可燃ごみ処理後に発生した焼却灰については、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設において最終処分しています。最終処分場の長期安定的な運営を図るためには、最終処分量の削減に取り組み、施設の所在する日の出町住民の負担を軽減していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって、発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を目指して、「発生抑制を最優先とした3Rの推進」に向けた施策を展開します。また、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階における円滑な廃棄物処理を行うため、「安心・安全・安定的な適正処理の推進」に向けた施策を展開します。更に、計画の遂行を支えるため、「廃棄物処理を支える体制の確立、生活環境保全の推進、計画の実効性を高めるための仕組み」に向けた施策を展開します。



# 1 ごみ処理計画

(単位：t)

分別区分		処理(処分)方法		平成27年度 計画処理(処分)量
可燃系 ごみ	燃やす ごみ	焼 却		12,502
	粗大ごみ (可燃系)	木質系粗大ごみをサーマルリサイクル* <sup>1</sup>		131
		布団をサーマルリサイクル		55
	小 計			12,688
不燃系 ごみ	燃やさない ごみ	資源化	鉄など金属を資源化	422
			燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類などをケミカルリサイクル* <sup>2</sup>	1,212
	粗大ごみ (不燃系)	破碎・選別	燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類などをサーマルリサイクル	788
			埋 立	41
	プラスチック ごみ	選別	プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化	1,768
			廃プラスチック類をケミカルリサイクル	406
	小 計			4,637
有害ごみ	一部資源化・埋立		38	
資源物	資源化		9,724	
合 計			27,087	

(算出方法)

平成27年度計画処理量は、基本計画の計画初年度であることから基本計画との整合を図り、平成25年度処理量実績を基に、ごみ・資源物として市の収集(回収)及び集団回収で回収されたものが全てそれぞれ焼却又は資源化など処理されるものとして算出しました。

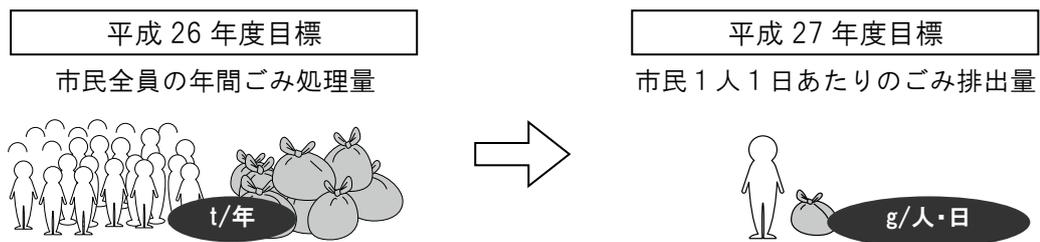
\*1:サーマルリサイクルとは、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することをいう。

\*2:ケミカルリサイクルとは、化学原料としてリサイクルすることをいう。(ガス化など)

## 2 平成 27 年度減量目標

### (1) 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

平成27年度ごみ処理計画では、**市民一人ひとりが減量に取り組むための目安となるように**、市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量4gを減量することを目標として設定します。これは、基本計画において、平成36年度までに356g/人・日以下(基準年度(平成25年度)実績処理量から40g減量)を目指すとしていることから、平成26年度までの本市の減量努力を踏まえて、更なる減量を目指すものです。



#### 【目標設定の考え方】

家庭系ごみを平成 27 年度減量目標として設定します。平成 27 年度減量目標 4 g のうち、燃やすごみを約 3 g 以上、その他(燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ)を約 1 g 以上の減量に向けて取り組みます。

	分別区分	市民 1 人 1 日 あたり の 排 出 量 (g/人・日)	
		平成 27 年度 (A)	平成 25 年度 (B)
家庭系ごみ	燃やすごみ	281.8	285
	燃やさないごみ	34.4	35
	プラスチックごみ	53.9	54
	粗大ごみ	20.9	21
	有害ごみ	1.0	1
	合計	392.0	396
		平成 27 年度減量目標 4 g (B) - (A)	
資源物	古紙・布・空き缶・びんなど		
集団回収	古紙・布・空き缶・びんなど		

#### < 目標達成に向けた取組事例 >

○マイバッグの利用  
(レジ袋 L 1 枚 : 約 7 g)



○マイボトルの利用  
(テイクアウト用コーヒー  
紙コップ 1 個 : 約 12g)



○マイはしの利用  
(割りばし 1 膳 : 約 8g)



○ばら売り・量り売りの利用  
○店頭回収の利用  
(トレイ 1 枚 : 約 3g)



(2) 埋立処分量

東京たま広域資源循環組合の定める配分量\*未満とすることを目標とし、これを平成27年度減量目標(41t)とします。

\*配分量:東京たま広域資源循環組合構成各市の人口や過去の実績を基に、毎年定められる。

【市民・事業者・行政の取組】

目標達成に向けて、市民・事業者・行政は、それぞれの役割を認識し行動することが重要です。3者が相互に協力・連携することで、その取組は相乗的な効果を得ることができ、更なるごみ減量につながります。

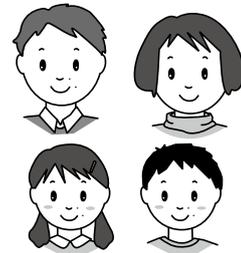
市民

発生抑制

ごみになるものはもらわない・買わない(過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨てのものは買わない、ばら売り・量り売りを利用する)、食品ロスの削減(食材を買い過ぎない・最後まで使い切る、料理は作り過ぎない・食べ残さない)、生ごみの水切り及び自家処理、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用など

リユース

不用となったものは必要な人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど



リサイクル

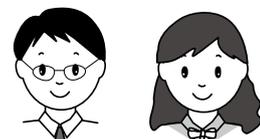
資源物の分別徹底、集団回収への参加、店頭回収の利用など

事業者



レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底、分別の徹底、環境に優しい製品の提供、トレイ・ペットボトルなど店頭回収への取組

行政



市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができ、そのようなコーディネートや働きかけなど施策の展開

### 3 施策の展開

#### (1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、「ごみを出さないライフスタイルの推進、リユースの推進、分別の徹底、資源循環システムの構築、啓発活動の強化、環境教育・環境学習の推進、地域におけるひとづくり・まちづくりの促進、拡大生産者責任の追及、事業活動における3Rの推進、市施設における3Rの推進」という 10 計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	行動目標
<b>1 ごみを出さないライフスタイルの推進</b> <b>【最優先強化】</b> (1)ライフスタイル変革への支援 (2)ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進 (3)食品ロス削減の推進 (4)生ごみの水切り及び自家処理の推進 (5)マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年 2 回
	市ホームページでの周知	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年 40 回
	ごみ減量キャンペーンを実施（駅頭、イベント、店頭）	年 15 回
	イベントへの出展（アニメーションDVDの上映、パネルの展示、生ごみの水切りなど）	年 2 回
	チラシの全戸配布	年 1 回
	3 R 行動チェックシートの作成	作成
<b>2 リユースの推進</b> <b>【充実】</b> (1)リユースルートの構築と円滑な運用を推進 <b>【強化】</b> (2)くつ・かばん類の有効活用 (3)リユース食器の有効活用 (4)リユース活動の支援と周知 <b>【検討・開始】</b> (5)リユース施策の調査・研究	有効利用先の確保（リユースできるもの）	随時
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年 2 回
	市ホームページでの周知	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年 40 回
	分別区分及び回収方法の見直しの検討	随時
	リユース食器無料貸出しの実施	年 20 件
	リサイクル事業所との連携	随時
	フリーマーケットの支援	随時
	リユース施策の調査・研究	随時
<b>3 分別の徹底</b> <b>【充実】</b> (1)組成分析の実施 <b>【強化】</b> (2)正しい分別方法の周知 (3)清掃指導員による分別指導の徹底	組成分析の実施	年 4 回（可燃） 年 2 回（不燃）
	ごみ・リサイクルカレンダーでの周知	年 1 回
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年 2 回
	市ホームページでの周知	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年 40 回

	イベントへの出展（アニメーションDVDの上映、パネルの展示、ごみ分別クイズなど）	年2回
	チラシの全戸配布	年1回
	戸別訪問による分別指導の実施	随時
	集合住宅に係る関係者及び大学などとの連携による排出指導	随時
	ごみ相談員との連携	随時
	スマートフォンを活用した周知方法の検討	随時
	分別方法の見直しの検討	随時
<b>4 資源循環システムの構築</b>	資源物戸別・拠点回収の実施	随時
<b>【強化】</b>	有効利用先の確保（資源物）	随時
(1)資源物戸別・拠点回収の充実	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
(2)資源化ルートの構築と円滑な運用を推進	市ホームページでの周知	随時
(3)生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回
(4)生ごみ堆肥化事業の推進	チラシの全戸配布	年1回
(5)枝木・雑草類・落ち葉の有効利用	家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助制度申請者拡大	年350件
<b>【検討・開始】</b>	補助金交付要綱の整備による大型生ごみ処理機の申請者拡大	年3件
(6)未活用資源の有効利用方策の調査・研究	ごみゼロ化推進員との情報交換	随時
	夏休み生ごみ投入リサイクル事業の推進	2,500人 (投入者延数)
	市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル事業の支援	随時
	地域の農業者やJ A・市内農産物取扱店との連携	随時
	枝木・雑草類・落ち葉の回収方法の見直しの検討	随時
	使用済小型電子機器などを中間処理場にて選別・回収	<b>実施</b>
	<b>難再生古紙拠点回収箇所の拡大</b>	<b>2箇所</b>
	未活用資源の有効利用方策の調査・研究	随時
<b>5 啓発活動の強化</b>	ごみ・リサイクルカレンダーの作成及び掲載内容の工夫	年1回
<b>【強化】</b>	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）の発行及び掲載内容の工夫	年4回
(1)広報媒体を活用した啓発活動の強化	市ホームページへの掲載及び掲載内容の工夫	随時
(2)分かりやすい広報媒体の作成	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回
(3)キャンペーンの実施	チラシ、アニメーションDVD、冊子などの活用	随時
(4)イベントへの出展		
(5)転入者への啓発強化		
(6)効果的な啓発活動の調査・検討		

	ごみ減量キャンペーンを実施（駅頭、イベント、店頭）	年 15 回
	イベントへの出展（アニメーションDVDの上映、パネルの展示、生ごみの水切りなど）	年 2 回
	集合住宅に係る関係者及び大学などとの連携による排出指導	随時
	他部署との連携強化	随時
	効果的な啓発活動の調査・検討	随時
	スマートフォンを活用した周知方法の検討	随時
<b>6 環境教育・環境学習の推進</b>	学習機会への参加及び学習の場の提供	年 40 回
<b>【強化】</b> (1)小・中学校における環境教育の推進 (2)町会・自治会・子供会・その他団体などへの環境学習の推進 (3)情報の提供	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年 2 回
	市ホームページでの周知	随時
	広報媒体を活用した情報の提供	随時
<b>7 地域におけるひとづくり・まちづくりの促進</b>	ごみゼロ化推進会議（総会・全体会・役員会・運営委員会）の開催支援	随時
<b>【強化】</b> (1)ごみゼロ化推進員による活動の支援 (2)ごみ相談員制度の認知度向上 (3)集団回収事業の支援 (4)市民・事業者・行政の連携体制の強化	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年 1 回
	市ホームページでの周知	随時
	ごみゼロ化推進員との情報交換	随時
	町会・自治会・子供会への働きかけ	随時
	地域ネットワークの構築	随時
<b>8 拡大生産者責任の追及</b>	国・都への働きかけ	随時
<b>【強化】</b> (1)拡大生産者責任の追及 (2)事業者と行政の役割分担の見直し		
<b>9 事業活動における 3 R の推進</b>	個別指導の実施	随時
<b>【強化】</b> (1)事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進 (2)事業系ごみの発生抑制の推進 (3)事業系ごみのリユース、リサイクルの推進 (4)事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 (5)リサイクル推進協力店の拡大 (6)店頭回収の推進	リサイクル推進協力店認定事業所の拡大	<b>4 事業所</b>
	ごみ・リサイクルカレンダーでの周知	年 1 回
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年 2 回
	市ホームページでの周知	随時
	<b>自主回収・自主処理を行う店頭回収の拡大</b>	<b>2 事業所</b>
<b>10 市施設における 3 R の推進</b>	庁内向け検査の実施	年 1 回
<b>【強化】</b> (1)小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の推進 <b>【充実】</b> (2)進捗状況・実績報告の公表	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）による公表	随時
	市ホームページによる公表	随時

(2) 安心・安全・安定的な適正処理の推進

安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けて、「安心・安全・安定的な収集運搬の推進、可燃ごみの共同処理に向けた整備、廃棄物関連施設の整備、最終処分量の削減」という4計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	行動目標
1 安心・安全・安定的な収集運搬の推進 【充実】 (1)安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保 (2)ふれあい収集の推進	収集運搬体制の確保	随時
	ふれあい収集の実施	随時
2 可燃ごみの共同処理に向けた整備 【最優先強化】 (1)新可燃ごみ処理施設の整備 (2)広域支援による可燃ごみの処理	日野市及び国分寺市との3市共同による一部事務組合の設立	7月
	日野市及び国分寺市との3市共同による必要な事務手続きの実施	随時
	多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づく広域支援の依頼	随時
3 廃棄物関連施設の整備 【最優先強化】 (1)不燃・粗大ごみ中間処理場の更新 (2)廃棄物関連施設のあり方の検討	中間処理場施設更新に向けた計画の策定	随時
	廃棄物関連施設の将来の処理機能及び再配置のあり方の検討	随時
4 最終処分量の削減 【強化】 (1)最終処分量の最少化 (2)適正な分別排出 (3)広域的な連携	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
	市ホームページでの周知	随時
	東京たま広域資源循環組合構成市としての責任履行	随時

(3) 廃棄物処理を支える体制の確立

廃棄物処理を支える体制の確立に向けて、「災害発生時の対応に向けた体制整備、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携、収集・処理できない廃棄物への対応」という3計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	行動目標
1 災害発生時の対応に向けた体制整備 【充実】 (1)小金井市地域防災計画に基づく災害時体制の整備 (2)小金井市地域防災計画に基づく処理応援の要請	災害時体制の整備	随時
	「災害時における廃棄物の処理及び運搬の協力に関する協定書」を収集運搬業者と継続して締結	随時

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携</div> <p>【強化】  (1)多摩地域の自治体・一部事務組合との連携  (2)国・都との連携</p>	綿密な連携による情報の共有	随時
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3 収集・処理できない廃棄物への対応</div> <p>【充実】  (1)情報の提供  (2)関係機関・処理業者との連携による受入体制の整備</p>	広報媒体を活用した最新情報の提供	随時
	専門に取り扱う業者との情報交換	随時

#### (4) 生活環境保全の推進

生活環境保全の推進に向けて、「不法投棄防止体制の確立、環境負荷低減の推進」という2計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	行動目標
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 不法投棄防止体制の確立</div> <p>【充実】  (1)パトロールの強化  (2)不法投棄防止対策の推進  (3)市民・事業者・その他関係機関との連携強化</p>	定期的なパトロールの実施	随時
	啓発看板（不法投棄厳禁、犬のフン禁止）の配布・設置など戸別案件への対応	随時
	市民・事業者・その他関係機関との連携強化	随時
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2 環境負荷低減の推進</div> <p>【充実】  (1)収集車両への低公害車の導入  (2)グリーン購入の推進</p>	低公害車の積極的な導入の実施及び要請	随時
	グリーン購入の実施	随時

#### (5) 計画の実効性を高める仕組み

計画の実効性を高めるための仕組みづくりに向けて、「計画の進行管理の実施、ごみ処理コストの検証」という2計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	行動目標
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 計画の進行管理の実施</div> <p>【強化】  (1)進捗状況の点検・評価</p>	自己評価及び小金井市廃棄物減量等推進審議会にて点検・評価	随時
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2 ごみ処理コストの検証</div> <p>【充実】  (1)一般廃棄物処理事業に係るコストの情報公開  (2)環境基金の有効活用</p>	情報の公開	随時
	環境基金の有効活用	随時

### 第3 ごみの排出と収集及び処理

#### 1 市指定収集袋による排出

次に掲げる廃棄物については、市指定収集袋によりそれぞれ分別して排出します。

- (1) 家庭系一般廃棄物のうち燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチックごみは、家庭用指定収集袋により排出します。
- (2) 事業系一般廃棄物は、事業者の責任において、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業用指定収集袋により排出することができます。

#### 2 収集の分別区分及び排出・収集方法など

分別区分ごとに排出したものは、戸別収集(集合住宅は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収集)します。また、拠点回収場所に持参した対象となる資源物については拠点回収します。

分別区分 (収集回収/ 体制)	ごみの内容	排出方法	備考
燃やすごみ (週2回/ 委託)	生ごみ・資源にならない紙・衛生上燃やすものなど	市指定収集袋(黄)に入れ、朝8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。ただし、紙おむつ、落ち葉(2袋まで)は透明又は半透明の袋に入れて排出する。(事業所から排出される燃やすごみ(紙おむつ含む、落ち葉(2袋まで)は除く)は、事業用指定収集袋で排出することができる。)	
燃やさないごみ (2週に1回/ 委託)	ゴム製品・ガラス類・せともの・小型家電製品*1など	市指定収集袋(青)に入れ、朝8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。(事業所から排出される燃やさないごみは、事業用指定収集袋で排出することができる。)	*1:家電リサイクル法対象外の小型家電
プラスチックごみ (週1回/ 委託)	プラマーク有無に関わらず材質が100%プラスチック製のもの	市指定収集袋(青)に入れ、朝8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。汚れなどによる異物の混入を避けるため、洗って乾かしてから排出する。(事業所から排出されるプラスチックごみは、事業用指定収集袋で排出することができる。)	
粗大ごみ*2 (随時/委託)	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	申込みをしてから、品目ごとに粗大ごみ処理券を貼って、収集予定日の朝8時30分までに敷地内に排出する。(事業所から排出される粗大ごみは収集しない。)	*2:家電リサイクル法対象外の粗大ごみ
有害ごみ (2週に1回/ 委託)	乾電池・蛍光管・水銀体温計・電球型蛍光管・ライター	透明又は半透明の袋に入れ、「有害」と書いて、朝8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。(事業所から排出される有害ごみは、事業用指定収集袋で排出することができる。)	

びん (2週に1回/ 委託)	ガラスびん(飲料 用・食料品用)	中身を使い切って、できるだけ袋に入れず、かごなどで朝8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。又は、びん・空き缶は中身を洗って、スーパーなどの拠点回収ボックスに持参する。(事業所から排出されるびん・スプレー缶・空き缶・金属は、事業用指定収集袋で排出することができる。)	拠点回収は 随時実施
スプレー缶 (2週に1回/ 委託)	スプレー缶・エアゾ ール缶・卓上カセッ トボンベなど		
空き缶 (2週に1回/ 委託)	飲料缶・菓子缶・ 茶缶・缶詰缶など		拠点回収は 随時実施
金属 (2週に1回/ 委託)	なべ・釜・やかん など		
ペットボトル (2週に1回/ 委託)	飲料用・醤油など 調味料用	中身を洗って、できるだけ袋に入れず、かごなどで朝8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。又は、スーパーなどの拠点回収ボックスに持参する。(事業所から排出されるペットボトルは、事業用指定収集袋で排出することができる。) ペットボトルキャップは、できるだけ取り除き拠点回収ボックスに持参する。	拠点回収は 随時実施
古紙・布 (週1回/ 委託)	新聞・段ボール・ その他の紙(雑 誌・ざつがみ)・紙 パック・シュレッ ダーごみ・布	朝8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。 ・ <u>新聞・段ボール</u> :それぞれ紙ひもで縛って排出する。 ・ <u>その他の紙(雑誌・ざつがみ)</u> :雑誌は紙ひもで縛って排出する。ざつがみは雑誌の間に挟み込むか、紙袋にまとめて入れ、口を閉じて排出する。 ・ <u>紙パック</u> :洗って開いて乾かして、紙ひもで縛って排出する。又は、スーパーなどの拠点回収ボックスに持参する。 ・ <u>シュレッダーごみ</u> :45l以内の透明又は半透明の袋に入れ、空気を抜いて排出する。(事業所から排出される古紙は、家庭から通常排出される程度の量を排出することができる。) ・ <u>布</u> :透明又は半透明の袋に入れ排出する。(事業所から排出される布は、事業用指定収集袋で排出することができる。)	紙パックの 拠点回収は 随時実施  布は収集開 始(8時30 分)直前で 雨天の場合 は回収中止
枝木・雑草類・ 落ち葉 (指定日/ 直営・委託)	枝木・雑草類・落 ち葉 (枝木・雑草類は 1束(袋)から、落 ち葉は3袋からの 申込制による回収。 2袋までの落ち葉 は燃やすごみとし て排出することが できる。)	申込みをしてから指定日の朝8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。 ・ <u>枝木</u> :1本の長さ1m以内、1本の直径15cm以内、束の大きさ30cm程度までをひもで束ねて排出する。 ・ <u>雑草類・落ち葉</u> :45l以内の透明又は半透明の袋に入れて排出する。(事業所から排出される枝木・雑草類・落ち葉は、3束(袋)まで排出することができる。)	

乾燥生ごみ (週1回/ 直営)	家庭用電動生ごみ 処理機により乾燥 させた生ごみ	乾燥生ごみを市指定専用容器に入れ、収集日の 朝8時30分までに敷地内の排出場所に排出す る。又は、透明又は半透明の袋に入れて拠点回 収ボックスに持参する。	拠点回収は 随時実施
トレイ (随時/委託)	発泡スチロール製 トレイ	洗ってスーパーなどの拠点回収ボックスに持 参する。又は、プラスチックごみとして市指定 収集袋(青)に入れ、朝8時30分までに敷地 内の排出場所に排出する。	拠点回収は 随時実施
ペットボトル キャップ (随時/直営)	ペットボトルのキ ャップ	拠点回収ボックスに持参する。又は、プラスチ ックごみとして市指定収集袋(青)に入れ、朝 8時30分までに敷地内の排出場所に排出す る。	拠点回収は 随時実施
くつ・かばん類 (月1回/ 直営)	くつ・かばん類	毎月第2火曜日14時~15時30分にリサイク ル事業所前に持参する。又は、燃やすごみとし て市指定収集袋(黄)又は燃やさないごみとし て市指定収集袋(青)に入れ、朝8時30分ま でに敷地内の排出場所に排出する。	毎月1回実 施
難再生古紙 (随時/委託)	防水加工された紙、 感熱紙、写真、紙製 緩衝材、アルミ付紙 パックなど	拠点回収ボックスに持参する。又は、燃やすご みとして市指定収集袋(黄)に入れ、朝8時 30分までに敷地内の排出場所に排出する。	拠点回収は 随時実施

### 3 適正処理方法

分別区分	中間処理		最終処理(処分)
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ (家庭系) (市が収集する 事業系)	支援先焼却施設で焼却(委託)		焼却灰をエコセメント化 (二ツ塚廃棄物広域処分場)
燃やさない ごみ	破碎・ 選別 (委託)	金属、破碎後の プラスチック類 など	中間処理場  ・鉄・アルミなど金属を資源化(民間 処理施設) ・破碎後のプラスチック類などをケミ カルリサイクル(民間処理施設) ・破碎後のプラスチック類などをサー マルリサイクル(民間処理施設) ・一部は埋立 (二ツ塚廃棄物広域処分場)
プラスチック ごみ	選別 (委託)	容器包装リサイ クル法対象の廃 プラスチック	容器包装リサイクル法対象の廃プラ スチックを公益財団法人日本容器包 装リサイクル協会(以下、「容器包装 リサイクル協会」という。)に引き渡 し資源化
		容器包装リサイ クル法対象外の 廃プラスチック	容器包装リサイクル法対象外の廃 プラスチックをケミカルリサイクル(民 間処理施設)

粗大ごみ (可燃系)	破碎 (委託)	木質家具などは 板状に分解 (ふとんは中間 処理をしていな い)	中間処理場	木質家具などをサーマルリサイクル (民間処理施設)
				ふとんをサーマルリサイクル (民間処理施設)
				再使用可能なものを修理し販売 (リサイクル事業所)
粗大ごみ (不燃系)	選別・ プレス (委託)	自転車・保管庫 など大部分が金 属のもの	中間処理場	自転車・保管庫など大部分が金属のも のを資源化(民間処理施設)
	破碎・ 選別 (委託)	上記以外の複合 素材、金属、破 碎後のプラスチ ック類など		鉄・アルミなど金属を資源化 (民間処理施設)
				破碎後のプラスチック類などをケミ カルリサイクル(民間処理施設)
				破碎後のプラスチック類などをサー マルリサイクル(民間処理施設)
				一部は埋立 (二ツ塚廃棄物広域処分場)
再使用可能なものを修理し販売 (リサイクル事業所)				
有害ごみ	破碎・選別(委託)		中間処理場	一部資源化・埋立 (民間処理施設)
びん	選別(委託)		民間処理施設	資源化(民間処理施設)
スプレー缶	穴あけ・プレス(委託)		中間処理場	資源化(民間処理施設)
空き缶	選別・プレス(委託)		空き缶・古紙 等処理場	資源化(民間処理施設)
金属	選別(委託)		空き缶・古紙 等処理場	資源化(民間処理施設)
ペットボトル	選別・プレス(委託)		空き缶・古紙 等処理場	一部を容器包装リサイクル協会に引 渡し資源化 一部を民間処理施設で資源化
古紙				資源化(民間処理施設)
布	選別(委託)		空き缶・古紙 等処理場	資源化(民間処理施設)
枝木・雑草類・ 落ち葉	選別(委託)		民間処理施設	資源化(民間処理施設)
乾燥生ごみ				堆肥化(委託)
トレイ	選別・減容(委託)		民間処理施設	資源化(民間処理施設)
ペットボトル キャップ				NPO法人に寄付し資源化
くつ・かばん類	選別(直営)		空き缶・古紙 等処理場	資源化(民間処理施設)
難再生古紙	選別(委託)		民間処理施設	資源化(民間処理施設)

## 第4 市民・事業者・行政の役割

### 1 市民の役割

市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動し、発生抑制を最優先とした3R(発生抑制、リユース、リサイクル)の推進に取り組みます。

- (1) まずは、ごみになるものを元から減らす発生抑制に取り組みます。ごみになるものはもらわない・買わない取組(過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨てのものを買わない、ばら売り・量り売りを利用するなど)、食品ロスの削減(食材を買い過ぎない・最後まで使い切る、料理は作り過ぎない・食べ残さないなど)、生ごみの水切り及び自家処理並びにマイバッグ・マイボトル・マイはしの利用など、ごみを出さない取組を実行します。
- (2) 次に、使えるものは何度でも使うリユースに取り組みます。不用になったものは必要としている人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど、ものを大切に取る取組を実行します。
- (3) そして、資源になるものを捨てずに再生して利用するリサイクルに取り組みます。燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチックごみには、まだ資源物の混入が見受けられることから、計画に沿った分別を徹底することで、「混ぜればごみ、分ければ資源」の取組を実行します。
- (4) トレイ・ペットボトル・紙パックなどについては、販売事業者が実施している店頭回収を利用します。
- (5) 市が収集しない一般廃棄物(23ページ参照)については、市の定める方法に従い適正処理します。

### 2 事業者の役割

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、**拡大生産者としての責任を果たすとともに**、法令を遵守して、ごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理します。また、事業活動においては、発生抑制を最優先とした3R(発生抑制、リユース、リサイクル)の推進に取り組みます。

- (1) 製品及び容器などの製造、加工並びに販売の際、それら製造、加工、販売されたものが廃棄物となった場合、適正処理が困難にならないような製品、容器などの製造、加工、販売及び修理体制の確保に取り組みます。
- (2) 事業系一般廃棄物は、生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬若しくは一般廃棄物処理施設にて処分し、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬させ市長の指定した場所若しくは一般廃棄物処理施設(オリックス資源循環株式会社(埼玉県寄居町)、株式会社アイル・クリーンテック(埼玉県寄居町)、株式会社アルフォ(大田区)、バイオエナジー株式会社(大田区)、株式会社ジェイ・アール・エス(埼玉県所

沢市)、有限会社ブライtpick(千葉県柏市)、株式会社フジコー(千葉県白井市)、エール工業株式会社(栃木県那須塩原市)など)にて適正に処理します。

(3) レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底に取り組めます。

(4) 販売事業者はトレイ・ペットボトル・紙パックなどの店頭回収に取り組めます。

### 3 行政の役割

市内大規模事業所である市の施設において、市職員は、廃棄物を排出する当事者であることを自覚し、自ら率先して発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組めます。市民及び事業者に対しては、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた本市の取組の周知徹底と施策の展開を図ります。また、収集運搬、中間処理、最終処分各段階における円滑な廃棄物処理を行うため、安心・安全・安定的な適正処理を推進します。更に、計画の遂行を支えるために必要な事項として、廃棄物処理を支える体制の確立、生活環境保全の推進及び計画の実効性を高めるための仕組みづくりに取り組めます。市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートや働きかけを行っていきます。

## 第5 ごみ処理施設の維持・管理に関する事項

### 1 不燃・粗大ごみ処理施設

(1) 施設名: 小金井市中間処理場

(2) 所在地: 小金井市貫井北町1-8-25

(3) 型式: 高速回転複合式縦型破砕機

(4) 処理能力: 30t/5h(30t/5h×1基)

(5) 現状:

燃やさないごみと粗大ごみを破砕・選別処理をしている小金井市中間処理場は、平成18年度及び平成19年度に臭気対策を第一義におおむね10年間の稼働に耐え得るように大規模改修工事を行いました。昭和61年12月の稼働以来28年が経過し、施設全体の老朽化が進んでいます。今後、施設の更新に向け地域との協議を進めていく予定です。本施設は、事務所棟にて見学者コース及び展示品の充実を図り、環境教育・環境学習にも役立つ施設としています。

### 2 廃棄物最終処分場

(1) 施設名: 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設

(設置主体: 東京たま広域資源循環組合)

(2) 所在地: 東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内

(3) 構成市：本市を含む多摩地域25市1町

(4) 現 状：

本市を含む多摩地域25市1町から排出されるごみは、焼却処理や破碎処理を経て日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設に搬入されています。破碎処理した不燃系ごみは埋立て、焼却灰はエコセメントにリサイクルされています。

平成10年1月の埋立開始時は埋立可能な量が約370万m<sup>3</sup>で、平成26年3月末までに全体の約44.6%に相当する量の埋立が終了しています。エコセメント事業は、焼却灰からエコセメントを生産し、幅広く生活の中に定着させることにより、処分場の延命を図っています。

しかし、不燃系ごみの埋立は、現在も継続して行われており、限りある処分場を有効に利用していかなくてはなりません。

本市では平成18年度から燃やさないごみの3分別収集を実施し、不燃系ごみの資源化に取り組み、埋立量の削減に努めています。

## 第6 動物の死体処理について

### 1 市へ届け出るもの

占有者が、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できない時は、市に届け出る必要があります。

### 2 市が収集するもの

- (1) 市に処理申込みがあったペットの死体
- (2) ノラ犬、ノラ猫など飼い主不明の死体

### 3 処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

## 第7 し尿及び浄化槽汚泥の処理について

### 1 収集及び運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集方法については、下表のとおりです。

(単位：kl)

し尿・ 浄化槽 汚泥	排出者	収集・運搬 見込み量	収集地域	収集回数	収集方法
	一般家庭	77	市内全域	月2回	バキューム車による収集(委託)
	事業所			随時	

## 2 し尿及び浄化槽汚泥の処理

武蔵野市、小平市、東大和市、武蔵村山市及び本市の5市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理します。

同組合処理施設は建設後50年以上経過し、老朽化が進んだことから改修工事が行われ、現在、処理能力を6kl/日に縮小し運転をしています。構成市における公共下水道の普及に伴い、し尿搬入量は年々減少しています。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

処理施設の概要は、次のとおりです。

- (1) 施設名：湖南処理場（湖南衛生組合）
- (2) 所在地：武蔵村山市大南5-1
- (3) 形式：希釈前処理方式
- (4) 処理能力：6kl/日

## 第8 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

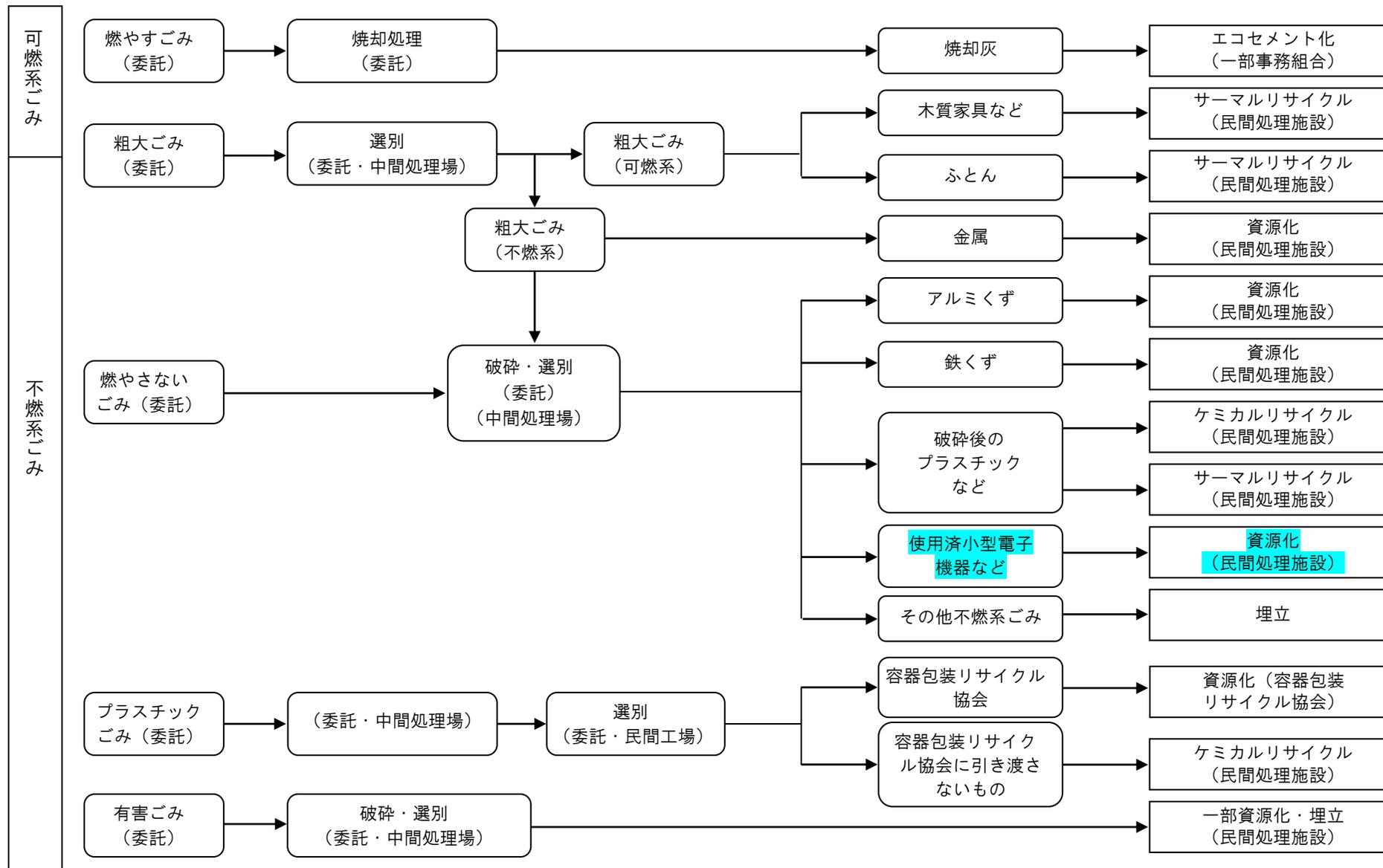
### 1 市が収集しない一般廃棄物について

- (1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン  
(家電リサイクル法に基づき販売店により回収)
- (2) パソコン  
(資源有効利用促進法に基づきメーカーにより自主回収)
- (3) 適正処理困難物又はそれに準ずるもの  
ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングの球、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料、ペット用トイレ砂（燃やせる素材のものは燃やすごみへ）、フロンガスを使用している製品など  
(危険及び有害などで市の施設では適正処理できないため、市民及び関係事業者の協力を得て専門の処理業者により回収・処理)
- (4) オートバイ  
(メーカーにより自主回収)
- (5) 在宅医療に伴う注射器・注射針  
(市内薬局により自主回収)

### 2 処理方法の変更

天候その他の特別な事情がある時は、収集、運搬及び処分の方法を変更することがあります。

別紙 平成 27 年度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図





燃やすごみの処理量の昨年度との月別の比較について

単位：トン

項 目	平成25年度				平成26年度				比較増減量 (G = F - C)	比較増減率
	合 計 (C = A+B)				合 計 (F = D+E)					
	家庭系(A)	家庭系 収集日数	事業系(B)		家庭系(D)	家庭系 収集日数	事業系(E)			
4月	1,038.4	26	34.9	1,073.3	1,061.7	26	26.9	1,088.6	15.3	1.4%
5月	1,078.3	27	34.1	1,112.4	1,063.1	27	21.6	1,084.7	△ 27.7	△ 2.5%
6月	999.8	25	28.6	1,028.4	963.9	25	20.0	983.9	△ 44.5	△ 4.3%
7月	1,087.7	27	31.2	1,118.9	1,108.7	27	24.9	1,133.6	14.7	1.3%
8月	1,019.3	27	27.7	1,047.0	1,013.1	26	22.3	1,035.4	△ 11.6	△ 1.1%
9月	942.1	25	29.4	971.5	1,001.6	26	25.6	1,027.2	55.7	5.7%
10月	1,056.5	27	32.6	1,089.1	1,041.3	27	23.7	1,065.0	△ 24.1	△ 2.2%
11月	1,030.8	26	28.8	1,059.6	987.4	25	21.0	1,008.4	△ 51.2	△ 4.8%
12月	1,059.6	25	28.9	1,088.5	1,129.3	26	26.2	1,155.5	67.0	6.2%
1月	1,036.7	24	29.1	1,065.8	—	—	—	—	—	—
2月	869.9	23	28.1	898.0	—	—	—	—	—	—
3月	975.9	26	28.5	1,004.4	—	—	—	—	—	—
合 計	12,195.0	308	361.9	12,556.9	9,370.1	235	212	9,582.3	△ 6.4	△ 0.1%

## 【参考】

第8回小金井市廃棄物減量等推進審議会資料

平成27年1月16日

## 「小金井市一般廃棄物処理基本計画（案）」意見を聴く会

開催日時：平成26年12月18日（木） 17時00分～19時00分まで

開催場所：小金井市役所第二庁舎801会議室

出席者：9名

No.	意見	市の考え方
市民A 1	ごみ処理経費（P10）について、横ばいということで軽く流しているが、多摩地区平均と比較して1.35～1.4倍と大きな差がある。これを課題にしていけないのはなぜか。ごみ処理経費の高止まりを課題に挙げなければ、基本計画で論じている3Rの推進や啓発のためのモチベーションを欠くのではないか。	現在本市は資源化にも力を入れている。資源化は費用をかけて行っている部分もあり、他市と比べると高い清掃費になっている。平成27年度からの基本計画でも、「ごみ処理コストの検証」（P70）として記載しており、一定的な対策等は図っていかねばならないと認識している。
2	第3節（P12～）に「求められます」という表記が多いが、実施状況の説明としては不適切ではないか。誰が誰に何を求めているかわからない。	審議会へ報告する。
3	「市施設のごみゼロ化行動計画」（P17）に前期で廃棄物を25%減、資源化率を5%増に対して、平成25年度の実績は廃棄物が約1%減、資源化率は約3%増であった。この評価をいつ、どうするのかがない。「庁内に設けた6つのごみゼロ化推進部会で策定した計画と取組」は実際どんなものなのか。	審議会へ報告する。
4	大型生ごみ減量化処理機器購入費補助制度（P19）について、「更なる制度活用件数の増加を図っていく」とあるが、これまでの評価を行った上で「更なる」という言葉がくるべきではないか。	審議会へ報告する。
5	「生ごみ堆肥化事業は実験事業であることから、今後の方針について検討を進めることが求められます」（P19）と書いてあるのは、前計画の施策実施状況で記述する内容か。「今後の基本計画」（P51）でも堆肥化実験事業の今後の方針についてはまったく触れられていない。	審議会へ報告する。
6	「第4節 小金井市の抱える課題」（P28～）の記述は課題ではなく対応策ではないか。広域支援を除けば、どこの市にも共通する方策に見える。本来なら分析して重要度を明らかにしなければ具体的な対応が必要な課題は出てこないのではないか。	審議会へ報告する。
7	「生ごみの有効利用に向けた取り組みの一層の強化が必要」（P31）とうたい、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度について触れているが、9月議会で陳情のあった生ごみ分別収集の施行については今回触れていない。審議会でどのような議論の結果こうなったのか。	現在実施している生ごみに関する施策は継続していかねばならないと考えている。今回、実際に多摩地域で堆肥化等を行っている事業者と話をしており、その中で、事業者としては需要と供給のバランス、特に農家が使いやすい堆肥をつくることに重点を置いているとのことだった。多摩地域で堆肥化等を行っている事業者は本市で確認できたのは2社で、2社とも事業の拡大（現在受け入れている自治体以外での実施）は考えていないこともあり、現時点において本市での生ごみ分別収集の実施は非常に難しいという認識で、現在の表記としている。
8	「リサイクル推進協力店認定制度の拡大」（P33）では「認定要件などについて見直しを図り～取組を展開することが必要です」とあるが、「施策の実施状況」（P16）では「リサイクル協力店の拡大に向けた取組を推進することが求められる」と記述している。しかし、新たな計画では「事業所への働きかけを強化することで拡大に取り組みます」（P58）という表現に留まり、「社会状況に応じて認定要件の見直しに着手していきます」となっている。10年の計画がこのレベルで良いのか。	審議会へ報告する。
9	第4節「本計画の目標値」（P40）で、356g/人・日以下とする」ということだが、ごみ種類別の目標内訳がないと燃やすごみの減量目標にならないのではないか。個別の目標設定はしないのか。	審議会へ報告する。
10	「ごみ減量の推計値」（P42）で「この数値は現在取り組んでいる施策を継続して実施した場合を想定したもの」とあり、「市民1人あたりの家庭系ごみ量の比較」（P43）では「現状推移とは現在取り組んでいる施策を継続して実施した場合の推移」と書かれているが、具体的な想定条件、継続して取り組んでいる施策はどのようなものか。	審議会へ報告する。
11	「発生抑制を最優先とした3Rの推進」（P48～）で、「検討します」が多用されているが、取組内容と言えるのか。	審議会へ報告する。
12	「生ごみ堆肥化事業の推進」（P51）で「推進します」とあるのは、推進するには何が必要か、どうするのかという視点がないのではないか。今やっていることを周知・強化するだけで良いのか。今後の検討・見直し、調査研究などが記述されているが、強化するならばその強化の具体的な中身を知りたい。	審議会へ報告する。

No.	意見	市の考え方	
13	「事業者自らの責任による法令を順守した適正処理の推進」(P57)のただし書きで「1日平均10kg未満または臨時に100kg未満の量をへ排出することができず」とあるが、これは「3Rの推進」という話に合わないのではないか。	審議会へ報告する。	
14	「(3) 広域的な連携」(P63)の「廃棄物処理を支える体制の確立」の「埋立・エコセメント化事業を推進します」とは誰が何をするのか。	審議会へ報告する。	
15	PDCAサイクル(P69)について、計画段階で目標を数値化しておらず、評価分析できない。分析できなければアクションにつながらず次の計画にも活かさないで、PDCAにならないのではないか。グラフの増減も「増減を繰り返して～」というのは、ただ傾向がそうだと知っているだけで、その増減に問題があるのか、何か対策に取り組んできた効果があったのか評価しないと、次の計画で何が重要なかわからない。網羅的に市民にこれをやってください、声をかけます、推進します、で終わってしまう。近年それが続いているのではないかと。	基本計画の他に、毎年実施計画を策定しており、現在廃棄物減量等推進審議会で審議を進めている。その実施計画の中で数字で表すことができるものは数字で表し、その実施計画の評価を10年間続けることによって、基本計画の評価も現れてくると考えている。	
16	概要版で、「前基本計画の最終年度である平成27年度から1年計画を早め」という記載があった。説明では今回の基本計画の策定は非常にスケジュールがタイトで短い時間でまとめたと言われたが、早めたのであればもう1年時間を取ってじっくり議論すべきではないのか。	前回の基本計画は平成18～27年度までの10年間を計画期間として定めていた。通常は中間年度で見直しを行うが、本市の特殊な事情の中で見直しを延伸していた。平成26年1月に3市による共同処理を目指した覚書の締結により方向性が見えてきた。また、新施設を計画するにあたって各市の平成32年度数値が必要となったため、新計画を平成26年度中に策定しなければならないという状況になったことが前提にあることをご理解頂きたい。	
市民B	17	計画の目標値(P40)について、10年間で10%、年間で1%削減するということが出来るが、個別に何を減量するのかをきちんと分けて考えなければならないと思う。	審議会へ報告する。
	18	審議会で示したような減量シナリオは掲載、または市民に公表しないのか。	答申に合わせて資料集を作っていかなければならないと考えている。その中で項目別の数値については資料集に載せるべきものもある。中間年度である平成31年度に燃やすごみはどれぐらいの目標にしようということは資料として出す予定であるが、細かいシナリオ部分の公表については廃棄物減量等推進審議会へ報告する。
	19	燃やすごみの半分を占める生ごみについて、HDM方式で生ごみを消滅する方法の検討は議会でも全会一致で通ったことであるが、それに対して何のコメントもないのは、やはり少しおかしいのではないかと。審議会や市もきちんと考えて頂きたいと思う。生ごみの分別収集を行わない理由を明確に書くべきではないかと。	現在実施している生ごみに関する施策は継続していかねばならないと考えている。今回、実際に多摩地域で堆肥化等を行っている事業者に話を聞いており、その中で、事業者としては需要と供給のバランス、特に農家が使いやすい堆肥をつくることに重点を置いているとのことだった。多摩地域で堆肥化等を行っている事業者は本市で確認できたのは2社で、2社とも事業の拡大(現在受け入れている自治体以外での実施)は考えていないこともあり、現時点において本市での生ごみ分別収集の実施は非常に難しいという認識で、現在の表記としている。
市民C	20	行政は数値目標があると思うが、一般市民にしてみれば数字はほとんど意識がない。生活の中でどう生ごみを減らしていくかをみんな考えていく方が大事ではないか。皮をむかないで調理する、キャベツの周りの皮をたくさん捨てない等につければ生ごみは減ると思う。そういう具体的な生活の仕方が広まることでごみの減量はできるのではないかと。土曜日の生ごみ投入事業で持ってきてもらったものを見ると、ティッシュやポリ袋などが入っている。そういう現実を見ると、可燃ごみが50%減る可能性は考えられないのではないかと。生ごみになるものとならないものを分別するのに膨大な費用がかかる気がする。	審議会へ報告する。
市民D	21	一般廃棄物処理基本計画に記載している施策は、小金井市の総合計画や環境基本計画で行う施策と重複する部分があるのではないかと。重複するのであれば、一般廃棄物処理基本計画で実施すると記載すれば良いのではないかと。これらの計画とは、整合を取っているのか。	上位計画との整合は図っている。また、環境基本計画策定に際し実施したパブリックコメントの結果に基づいて、残りの期間においても整合を取っていく。
	22	基本方針の「安心・安全・安定的な適正処理の推進」について、「安心・安全・安定的な収集運搬の推進」だけが記載されているようだが、これだけでいいのか。	今回の計画の「安心・安全・安定的な適正処理」については、収集運搬だけではなく中間処理と最終処分もきちんと明記している。
	23	環境への影響や環境負荷について、中間処理など外部委託している部分についても調べているか。行政もそのあたりまで踏み込んで、ごみが最終処分まで適正に処理されているかどうか、またどのように処理されているか(ケミカルリサイクルなど)を情報公開できちんと市民にPR・報告すべきだと思う。「安心・安全・安定的な適正処理」の部分に書かれていることは非常に不十分だ。市民サイドに偏っていて、そういうものがきちんとうたわれていないのでバランスを欠いている。	審議会へ報告する。